

海の森子供レンジャー募集要項

1 主な活動場所

海の森公園（江東区海の森三丁目地内）

2 活動内容

- (1) 公園の美化や育樹作業等、海の森公園を育てるために必要な作業
- (2) 公園における生き物の調査・保全活動
- (3) イベント時における海の森公園のPR活動
- (4) 来園者へのガイド活動
- (5) ビジターセンターにおける展示物作成やレンジャー活動の発表
- (6) その他都の協力依頼事項

3 活動日

原則として第1、第3日曜日を予定

4 募集人数

50名程度 ※応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

5 応募要件

以下のすべてに該当することを応募要件とします。

- (1) 令和8年4月時点で小学2年生から中学2年生までの方
- (2) 海の森子供レンジャー設置要綱（別紙参照）の内容に賛同する方
- (3) 海の森子供レンジャーとして原則年間2回以上活動できる方
- (4) 野外活動・グループ活動ができる方
- (5) 下記「6 養成研修」で示す研修に出席し、履修できる方

※ 体調不良や学校行事等やむを得ない理由で研修を欠席される場合は補習を受講いただくことがあります

6 養成研修

海の森子供レンジャーとして活動する上で必要な知識や心得などの習得を目的として、以下のとおり養成研修の実施を予定しています。半年間の養成研修を経て、令和8年10月に「海の森子供レンジャー」として認定されます。

認定後の活動について、初年度の登録期間は令和9年3月31日までの半年間、次年度以降継続を希望される場合の登録期間は4月1日からの1年間になります。

<養成研修>

日時：令和8年4月～令和8年9月（月1回程度。原則として第1、第3日曜日午後を予定）

※ 原則お子様のみの参加となります。

※4月の研修について

日時：令和8年4月5日（日） 13時00分～15時30分

令和8年4月12日（日） 13時00分～15時30分

いずれかの日程でご参加ください。4月の研修は、保護者の方の参加も可能です。

内容：開講式、海の森現地での野外実習（海の森の成り立ちについて学ぼう、公園内の探検）

7 費用等

（1）活動場所までの交通費は、原則自己負担となります。

（2）野外実習を行う関係上、ボランティア保険等の傷害、賠償責任の補償に関する保険に加入していただきます。保険加入費用は、都が負担します。

8 登録の流れ

養成研修期間中は、仮登録という扱いになり、事前に都が指定する「登録届」をご提出いただきます。

9 申込期限

令和8年3月1日（日）まで

10 申込方法

下記応募フォームからお申込みください。申込期限以降の申込みについては無効とします。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1404403>

11 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部海上公園課協働推進担当

電話番号：03-5320-5578

メールアドレス：S0000521@section.metro.tokyo.jp

海の森子供レンジャー設置要綱

令和5年11月27日 5港臨公第189号

(設置目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、都民との協働により海の森公園の保護と適正な利用・管理の推進を図るとともに、子供たちに自然の素晴らしさを体験する機会を提供し、環境への理解を促すことを目的として、海の森子供レンジャー（以下「子供レンジャー」という。）を設置する。

(主な活動内容)

第2条 子供レンジャーは、海の森公園ボランティアと協働して主に次に掲げる活動を行う。

- (1) 海の森公園の美化や育樹作業等、海の森公園を育てるために必要な作業
- (2) 海の森公園における生き物の調査・保全活動
- (3) イベント時における海の森公園のPR活動
- (4) 来園者へのガイド活動
- (5) 海の森ビズターセンターにおける展示物作成やレンジャー活動の発表
- (6) その他都の協力依頼事項

(活動場所)

第3条 子供レンジャーは、次の場所で活動を行う。

- (1) 海の森公園（江東区海の森三丁目地内）
- (2) 海の森公園PRイベントが実施される他の海上公園等
- (3) その他都が指定する場所

(募集)

第4条 子供レンジャーの募集は、必要に応じて都が実施する。募集要項は別途定める。

(子供レンジャーの登録等)

第5条 子供レンジャーの登録は、次のとおり行う。

- (1) 子供レンジャーとなることを希望する者は、海の森子供レンジャー登録届（様式第1号の1及び2）を都へ提出する。
- (2) 都は、前号の届を提出し、かつ都が開催する「海の森子供レンジャー養成研修」を履修した者に対して、海の森子供レンジャー登録証を交付する。

なお、養成研修期間中は仮登録とし、子供レンジャーに準じた活動を行う。

- 2 子供レンジャーの登録期間は4月1日から当該年度の3月31日までの1年間とする。年度の途中に登録する場合は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、海の森公園開園時には、開園日から翌年度の3月31日までを登録期間とする。
- 3 子供レンジャーの登録の更新は、次のとおり行う。
 - (1) 子供レンジャーは、登録の更新を希望する場合は、海の森子供レンジャー登録届（様式第1号の1及び2）に必要事項を記載の上、2月末までに都に提出する。
 - (2) 都は、前号の届を提出した者に対して、海の森子供レンジャー登録証を交付する。
- 4 都は、子供レンジャーが都職員等（委託業者を含む。以下同じ。）の指示に従わず危険な行為を繰り返すなどした場合は、登録もしくは仮登録を抹消することができる。また、都は、海の森子供レンジャー登録（仮登録）抹消届（様式第2号）を受理した場合には、速やかに登録もしくは仮登録を抹消する。
- 5 子供レンジャーは、海の森子供レンジャー登録届（様式第1号の1）の登録内容に変更が生じた場合には、海の森子供レンジャー変更届（様式第1号の1）を都へ速やかに提出する。

（子供レンジャーの運営）

第6条 都は、子供レンジャーの運営にあたり都職員等を適切に配置する。

- 2 都は、子供レンジャーからの意見を聴取した上で、年度当初に年間の子供レンジャー活動計画を定める。

（都の責務）

第7条 都は、子供レンジャーに対し、次の事項を行う。

- (1) 研修等の実施
- (2) 活動に必要な情報の提供及び物品の貸与等

（費用負担）

第8条 都は交通費、連絡費及び報酬に該当するものは支給しない。ただし、

第3条第1項第2号に規定する活動場所への交通費は、この限りでない。

- 2 子供レンジャー活動にかかるボランティア保険加入費用は、都が負担する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、子供レンジャーの運営に関し必要な事

項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 28 日から施行する。

年 月 日

「海の森子供レンジャー」登録届・変更届

東京都港湾局臨海開発部
海上公園計画担当課長 殿

下記のとおり届出いたします。

ふりがな					
参加者氏名					
参加者性別		生年月日	西暦	年	月
学校名		学年			
保護者氏名					
住 所	(〒 -)				
電話番号	※携帯電話など、連絡がつきやすいもの 参加者 保護者				
メールアドレス					
活動中の緊急連絡先	※携帯電話及び自宅以外の連絡先のある方はご記入ください 氏名 電話番号				
備考 (必要事項があれば ご記入ください)	※不安なこと、特に配慮してほしいこと（喘息、障害、アレルギー、スズメバチ等に刺された経験、持病、服用薬、運動制限等）				
活動に対する意見、 活用してほしい資 格、自己PRなどが あればご自由にお書 きください					

- 必ず保護者様・参加者様が子供レンジャー設置要綱及び募集要項の内容を理解した上で、ご提出ください。
- 本申込書の記載内容に変更が生じた場合は、①参加者氏名②保護者氏名③変更事項を記載のうえ、本様式にて届出ください。
- 活動中、記録の目的で撮影した写真・動画を、チラシや報告書をはじめとする紙媒体、HP、ブログ、SNS、海の森ビジターセンターにおける展示物の内容の一部として活用する場合があります。写真・動画の掲載について下記のいずれかにチェックしてください。
- 写真・動画掲載を承諾する 写真・動画掲載を承諾しない
- 個人情報は東京都で厳重に管理し、損害保険への加入及び子供レンジャー活動以外の用途には一切使用いたしません。

様式第1号の2

事前確認事項

「海の森子供レンジャー」として活動するにあたり、参加者及び保護者の双方にて以下の内容を確認し、合意いたします。

【活動について】

- 活動に際しては、スタッフの指示をよく聞いて、指定された活動の範囲を超えたときや、指定されたルートを外れたり、ひとりで勝手にどこかへ行ってしまったり、指導に反する行為は行わないでください。
- スタッフの指示やルールなどに従っていただけないときや参加者同士のトラブルなどは、一切の責任を負いかねます。また、そのような事態になった場合に参加をお断りすることがありますので、ご了承ください。
- 活動は、都が安全管理を行っていても、転倒による怪我、動植物による怪我、参加者ご自身の体調悪化などは時として避けることができないものです。参加者及び保護者御自身の自由な意思に基づき自己責任の下で参加してください。

【保険について】

- 万が一の事故に備え、当活動は傷害保険に加入しています。事故が起きたときに傷害保険の適用要件を満たしたときは傷害保険から、実際に病院へ通院、入院した場合に契約保険金額の日額が支払われます。それ以外の補償については各自の自己負担となります。

【健康及び体調について】

- 健康管理の重要性を十分理解し、事前の健康管理には十分気をつけて参加してください。
- 参加者同士でお菓子交換をするなど、スタッフの提供しない食べ物でアレルギーを発症したとき、登録届に記載のないアレルギーや疾患等に起因する事故が生じたときは、都及びスタッフは一切の責任を負いかねます。

【個人情報について】

- いただいた個人情報については、都で厳重に管理し、傷害保険への加入及び子供レンジャー活動以外の用途は一切使用いたしません。

□活動中に撮影した写真やビデオ映像については、都で厳重に管理し、次の場合以外には一切使用いたしません。（承諾いただけない場合は、登録届で承諾しないと回答ください）

海の森公園や海の森子供レンジャー等の普及啓発、当該活動の報告や今後の活動における告知等を目的として、チラシや報告書をはじめとする紙媒体、H P、ブログ、SNS などへ掲載する場合。また、海の森ビズターセンターにおける展示物の内容の一部として活用する場合。

【貴重品等の管理】

□貴重品等の管理は、参加者ご自身で行っていただきます。

【親子参加について】

□養成研修は原則お子様のみの参加となります、やむを得ず同伴が必要な場合はご相談ください。また、お子様の状況によっては、都から同伴をお願いする場合もございますのでご了承ください。

【集合と解散について】

□集合前・解散後は、都による安全管理はできないため、集合・解散場所での飛び出しや往復路の安全確保等には十分ご留意ください。

【応急処置等について】

□万が一、怪我をしたときは、スタッフの判断で、応急処置を行うなどして、病院に参加者を連れて行く、あるいは救急搬送することがありますので、あらかじめご承知おきください。アレルギーや持病、特別な服用薬、宗教等の理由により何か差し支えがあるときは、登録届の備考欄にご記入いただき、予めお知らせください。

年　　月　　日

上記注意事項及び活動の内容を十分に理解したことを確認します。

参加者 氏名

保護者 氏名

年 月 日

「海の森子供レンジャー」登録(仮登録)抹消届

東京都港湾局臨海開発部

海上公園計画担当課長 殿

海の森子供レンジャー登録（仮登録）を抹消したく、海の森子供レンジャー設置要綱第5条第4項により届け出いたします。

ふりがな		ふりがな	
参加者氏名		保護者氏名	
抹消希望日	年 月 日		
抹消理由			
(登録証がない場合) 紛失した理由			

- 交付された登録証は東京都へご返却ください。登録証を紛失された場合は、その理由を記載してください。